

生活指導に関するルール

お互いが気持ちよく学校生活を送るために、以下のことを守ってください。

1) 登下校

- (ア) 交通安全に注意して登校する。
- (イ) 友達を学校の敷地内に入れない。
- (ウ) 自転車は指定された定時制用場所に駐輪する。
- (エ) 自転車は整備しておく。
- (オ) オートバイ・自動車の登下校、学校周辺での運転は禁止。

2) 靴

- (ア) 校内は上履き着用が原則で、土足は禁止。
- (イ) 上履きを忘れた場合は、職員室に申し出てスリッパを借りる。
- (ウ) 体育館は体育シューズ、産業実習は授業で指定された靴を着用する。

3) いじめ・けんか・暴言

- (ア) 理由を問わず一切禁止。発見した場合は特別指導の対象となる。
- (イ) 橘高校全日制と仲良くする。

4) タバコ 酒

- (ア) 健康・衛生・責任上の理由から禁煙、禁酒。
- (イ) 成人でも敷地内や学校周辺は禁煙。
- (ウ) 成人でも酒気帯びで登校しない。

5) 給食

- (ア) 給食を予約していない人は食堂を利用不可。
- (イ) 飲み物、食べ物の持込・持ち出しは一切禁止。
- (ウ) 食券の貸し借りは出来ない。

6) 授業

- (ア) 授業はまじめに受け、妨害行為をしない。
- (イ) 授業中は教室から出ていかない。
- (ウ) 授業中は携帯電話・音楽プレーヤーなどに触らない。
- (エ) 校内の物を汚したり、破損しない。弁償となる。

7) 飲み物(ジュース)

- (ア) 飲食は休み時間だけ行い、授業中は机の上に置かない。
- (イ) ごみはきちんと分別する。

8) 服装・頭髪・装飾品

- (ア) 授業を受けるにあたり、適したものを着用する。
- (イ) 頭髪の染色・脱色、ピアスはしない。
- (ウ) 装飾品は担当の先生の指示に従い、安全・衛生面に留意する。

9) 貴重品の管理

- (ア) 貴重品は基本的に学校に持ちこまない。
- (イ) ロッカー・下駄箱に鍵をかけて各自で管理する。

10) その他(特別指導)

- (ア) 法律に触れること、他人の迷惑になること、器物破損などは特別指導となる。

※ルールを守れないときは、特別指導となります。自宅謹慎指導の場合、予約した給食はキャンセルとなり、払い戻しはありません。
また、進路活動などで不利になる場合があります。